

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年12月15日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 0件 |

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700294号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700053号

第1 結論

請求者のA事業所における平成25年6月28日の標準賞与額を79万9,000円に訂正することが必要である。

平成25年6月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月28日

平成25年6月28日にA事業所から賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が提出した賃金台帳により、請求者は、請求期間において、当該事業所から賞与の支給を受け、当該賞与から79万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700297 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700054 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 27 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 27 年 4 月の標準報酬月額については、13 万 4,000 円から 20 万円とする。

平成 27 年 4 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 4 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 事業所における請求期間に係る標準報酬月額を暫定で提出し、正しい金額に訂正する届出が漏れていたことが分かった。厚生年金保険料については、実際に支給された給与額に見合う保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所が提出した請求者に係る「給料支払明細書（控）」により、請求者は、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額（13 万 4,000 円）を超える報酬（20 万 4,500 円）の支払を受け、当該報酬額に見合う標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料（1 万 7,474 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の報酬月額を暫定で記載した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に提出し、その後、当該資格取得届に係る訂正届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。